



◆西脇 康 議員

町の防災対策は

町長 防災対策を強化する

問 消防団員の削減で、台風時や豪雨時の人員不足は。

答 水防法第23条に基づき、他の市町村に応援を求めることができ、消防団員の確保が非常に困難という現状の中、団員確保のため「機別別団員」制度も取り入れ、地域密着の団員確保で地域防災力の低下を防ぐ。



デジタル化スピーカーと水防訓練

問 全体的訓練ではなく、密集・密接を避けた形で、屋外訓練を行う計画。

答 全体的訓練ではなく、密集・密接を避けた形で、屋外訓練を行う計画。

問 各土地改良区と災害利用の協定を結ぶなどすれば使用可能。ただし、水質が飲料に適した水か不明のため、推奨はできない。

答 各土地改良区と災害利用の協定を結ぶなどすれば使用可能。ただし、水質が飲料に適した水か不明のため、推奨はできない。

問 防災無線のデジタル化に伴う町内の進捗状況と今後は。

答 今年度中に整備が完了予定。情報格差が生じないよう防災アプリ・安心防災ネットなどの情報伝達手段を活用しながら防災対策を強化する。

問 災害時における飲み水の確保に、土地改良区のポンプ（井戸水）の利用は。

答 今年度中に整備が完了予定。情報格差が生じないよう防災アプリ・安心防災ネットなどの情報伝達手段を活用しながら防災対策を強化する。

問 防災無線のデジタル化に伴う町内の進捗状況と今後は。

答 今年度中に整備が完了予定。情報格差が生じないよう防災アプリ・安心防災ネットなどの情報伝達手段を活用しながら防災対策を強化する。

防災を考える上で、自助・共助・公助を上手く連携させて、防災に強い町を考える。

新型コロナウイルス感染症に係る新たな支援制度の創設を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大により、医療機関は、その対応に奔走し、介護施設、介護事業所（以下「介護施設等」という。）は、感染におびえながら介護を提供している。こうした中、多くの医療機関では、患者が感染をおそれ、外来の受診を控えたことにより、患者数が減少するとともに、介護施設等でも、感染をおそれた利用者及び新規利用者の減少が起きている。また、感染症患者受入れ医療機関では、感染者のための専用病床の確保、医師及び看護師等の特別勤務体制を整えたことから、入院患者の受入れが減少するとともに、手術、検査、健康診断の先延ばし等が起きている。

これらのことにより、医療機関及び介護施設等の収入が大幅に減少し、厳しい経営を強いられている。よって、国におかれては、新型コロナウイルス感染症の影響から医療機関及び介護施設等を守り、安全、安心な医療、介護を維持するため、下記事項について至急対応されるよう強く求める。

- 1 医療機関及び介護施設等の事業の継続に資する新たな支援制度を創設すること。
- 2 医療機関及び介護施設等で働く人々の雇用の安定が確保できるよう手だてを取ることを。

〈提出先〉衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣



令和2年9月 定例会

こんなことが決まりました 審議した議案とその結果

| 議案 | 結果 |
|--|---------|
| 養老町職員の給与に関する条例の一部改正 | 全員賛成で可決 |
| 養老町税条例の一部改正 | 全員賛成で可決 |
| 養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 | 全員賛成で可決 |
| 予 算 | |
| 令和2年度養老町一般会計補正予算（第4号） | 全員賛成で可決 |
| 令和2年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） | 全員賛成で可決 |
| 令和2年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第1号） | 全員賛成で可決 |
| 令和2年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） | 全員賛成で可決 |
| そ の 他 | |
| 物件供給契約の締結（養老町GIGAスクール構想における端末整備事業） | 全員賛成で可決 |
| 物件供給契約の締結（OAパソコン購入事業） | 全員賛成で可決 |
| 令和2年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れ変更 | 全員賛成で可決 |
| 同 意 | |
| 教育委員会委員 後藤 稔治さん | 同意 |
| 人権擁護委員 田中 敬一さん、野村 亮温さん、日比 勝さん | 同意 |

意見書を全員で可決しました

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し 地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。
- 5 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

〈提出先〉衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣